

# 次期大田区子ども・子育て支援計画（令和7～11年度）策定のための区民意向調査について

## 1 計画の概要

### (1) 計画の趣旨

現行の大田区子ども・子育て支援計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」を包含した計画です。計画期間は5年を一期として定めることとされており、現行計画の計画期間は令和2年度から6年度までです。

(子ども・子育て支援事業計画の趣旨)

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保及び実施時期について定める。

(次世代育成支援行動計画の趣旨)

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため、次世代育成支援対策の実施内容、実施時期及び達成目標について定める。

### (2) 計画の記載事項

#### ① 子ども・子育て支援事業計画の記載事項（法令上記載が義務のもの）

- ア 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期
- イ 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期（地域子ども・子育て支援事業の実施事業は以下のとおり）

時間外保育事業	利用者支援事業（保育サービスアドバイザー等）
放課後児童健全育成事業（学童保育）	妊婦健康診査
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス）	乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業）
地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	養育支援訪問事業
幼稚園における一時預かり事業（延長保育）	実費徴収に係る補足給付を行う事業
保育所等における一時預かり事業	子育て世帯訪問支援事業※
病児・病後児保育事業	児童育成支援拠点事業※
ファミリー・サポート・センター事業	親子関係形成支援事業※

※は令和4年児童福祉法改正により新設した事業です。

#### ② 次世代育成支援行動計画の記載事項

地域における子育ての支援	職業生活と家庭生活との両立の推進
母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	こどもの安全の確保
こどもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保	要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

### (3) 策定の手続き

計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て会議の意見を聴くこと、広く区民の意見を求めその意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが規定されています。そのため、無作為に抽出した区民に対し区民意向調査をおこない、調査結果等を集計・分析し次期計画策定のための基礎資料とします。

## 2 区民意向調査

### (1) 調査の概要

#### ① 調査対象

- ア 就学前児童の保護者 2,500人
- イ 小学校児童の保護者 2,500人
- ウ 小学生本人（小学4～6年生） 1,250人
- エ 中学生本人 1,250人
- オ 高校生本人 1,250人

#### ② 調査時期

令和5年12月～令和6年1月予定

#### ③ 調査内容

- ア 法定上記載が必要となる事業等のニーズ量の算出及び確保方策の設定を行うための事項【必須・任意】
- イ 区の子育て環境や施策に対する区民の意向を定点観測するための事項【独自】
- ウ 区の新たな施策検討に要する区民ニーズを把握するための事項【独自】

### (2) 次期計画における新たな視点

昨年度からの大田区子ども・子育て会議における議論や、国のこども未来戦略方針等における施策の方向性を踏まえ、区として次期子ども・子育て支援計画において次の5点を新たな視点として盛り込む予定です。

- ① こどもの意見聴取及び施策への反映
- ② 誰一人取り残さない支援
- ③ ライフステージを通じた切れ目のない支援
- ④ 子育て・子育てを孤立させない支援
- ⑤ こども・子育て世帯を社会全体で支える機運の醸成